

津島市立西小学校 学校いじめ防止基本方針

津島市立西小学校生徒指導部会

1. いじめ防止についての基本的な考え方について
本校における「いじめ」を次のように定義する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

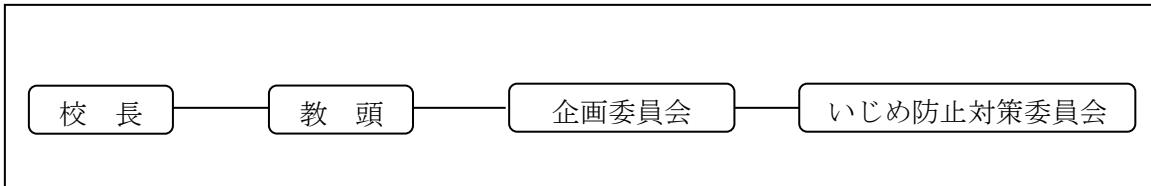
なお、個々の行為がいじめにあたるかどうかは、当該児童の立場に立って判断する。

苦痛を感じさせる心理的、物理的な攻撃は、絶対に許されない行為である。また、上記の定義にあるように、どの児童も加害者にもなりうる可能性も秘めている。これらのことを見頭におき、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めていく。また、いじめには、学校全体で組織的に対応していく。

そもそも学校は、児童が友人や教職員との信頼関係の中で、安心、安全に生活できる場でなければならない。また、児童が自分も大切な一人であることを自覚し、自己有用感を高めていける関係づくりも行っていく。こうした中で、児童がお互いの人権を尊重し、相手の立場で物事を考えることの重要性に気付くよう、学校経営を進めていく。

2. 「いじめ防止対策委員会」について

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童の訴えを学校全体で把握し、対応していく。西小学校の「いじめ防止対策委員会」を、次に示す。【図1】



【図1 いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、特別支援学級代表、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや等を加える。この組織が、対策の基本となる。しかし、いじめは発見したその場で対応していく必要もある。「報告・連絡・相談」の体制をさらに確固なものにし、諸問題について全職員の共通理解を図りながら指導にあたる。また、学級懇談会、家庭訪問を通して保護者への理解と協力を求めていく。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行いながら、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、PTA 総務・町内委員会や学校運営協議会等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3. いじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめ未然防止の取組

- ア 自他の考えが認められ、学びを深め合える学級づくりを進める。
- イ 学級、学年、学校が児童にとって安心して生活できる場である「居場所づくり」を進める。だれもが活躍できる学習の場となるように努める。
- ウ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができる「集団づくり」を進める。教師は、児童同士の関わりを大切にした指導・支援を行う。
- エ 以上の3点を整理すると、「きちんと授業に参加し（規律）、基礎的な学力を身につけ（学力）、認められているという実感（自己有用感）」をもった児童育成に努めていく。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談（年4回）を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないよう努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境をつくる。
- ウ スクールカウンセラー、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見、通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害者児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害者児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 相談を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、教育委員会をはじめとする関係諸機関に対しては積極的に相談する。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生みださない集団づくりを行う。
- キ スマートフォン(LINE)やSNS、またインターネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、学級活動や道徳や社会科の授業など各教科の学習やタブレット使用の際に情報操作についてふれ、通信機器についての危機管理意識を高める。

4. 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに、教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5. 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6. その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

